

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	福井県立看護専門学校
設置者名	福井県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護師養成3年課程	第一看護学科	夜・通信	95単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公開： http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/fns-kansen/index.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	福井県立看護専門学校
設置者名	福井県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	自己評価委員会
役割	福井県立看護専門学校の業務全般について自己評価し、 <ul style="list-style-type: none"> ● 学習および教育の一層のレベルアップを継続的かつ体系的に行う ● 合理的かつ効果的な学校の管理運営に資する

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
主管課担当職員	左記在職中	本校を所管する課の職員
実習施設の看護職	左記在職中	学生の実習施設の職員
(備考) ホームページにて公開： http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/fns-kansen/index.html		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	福井県立看護専門学校
設置者名	福井県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・学生の講義・実習内容、評価方法等については教務会において教員全員で協議し、学校の方針を決め、運営会議で承認を得る。 ・前年度末にシラバスを作成。「教育概要」、「実習要項」に収納し、学生に配布。 (教育概要：4月入学時、実習要項：実習開始前) ・履修認定規程等を掲載した「学生便覧」を作成し、4月入学時に配布。 	
授業計画書の公表方法	学生および外部講師に配布
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・成績の評価は、学科試験、レポート、授業出席状況などにより行う。 ・出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その学科目について評価を受ける資格を失う。 ・成績の評価、各学科目とも100点満点とし、優(80点以上)、良(80点未満～70点)、可(70点未満～60点)、および不可(60点未満)とし、「可」以上を合格とする。 ・各学科目を履修し、学科試験の成績の評価が合格または、実習成績の評価が「優」または「良」若しくは「可」の場合に各学科目所定の単位修得が認定される。 	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>《学科》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学科試験の評価は点数で評価する。1科目100点満点とし、60点以上を合格とする。 <p>《実習》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習成績の評価は以下の4段階の評語のみとする。 評語：優、良、可、不可 	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>履修認定規程に定め、「学生便覧」に掲載し全学生に配布</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業の認定には、履修すべき学科目すべての単位（108単位）を取得すること。 ・学校長は、履修すべき学科目の単位を修得した者について、卒業を認定する。 	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>学則に定め、「学生便覧」に掲載し全学生に配布</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	福井県立看護専門学校
設置者名	福井県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	記載不要
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
看護		看護師養成所3年課程	第一看護学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	108単位	85単位	—	23単位	—	—
			108単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		112人	0人	13人	75人	88人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）
<ul style="list-style-type: none"> ・学生の講義・実習内容、評価方法等については教務会において教員全員で協議し、学校の方針を決め、運営会議で承認を得る。 ・前年度末にシラバスを作成。「教育概要」、「実習要項」に収納し、学生に配布。（教育概要：4月入学時、実習要項：実習開始前） ・履修認定規程等を掲載した「学生便覧」を作成し、4月入学時に配布。
成績評価の基準・方法
（概要）
<ul style="list-style-type: none"> ・成績の評価は、学科試験、レポート、授業出席状況などにより行う。 ・出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その学科目について評価を受ける資格を失う。 ・成績の評価、各学科目とも100点を満点とし、優（80点以上）、良（80点未満～70点）、可（70点未満～60点）、および不可（60点未満）とし、「可」以上を合格とする。

<ul style="list-style-type: none"> 各学科目を履修し、学科試験の成績の評価が合格または、実習成績の評語が「優」または「良」若しくは「可」の場合に各学科目所定の単位修得が認定される。
卒業・進級の認定基準 (概要) <ul style="list-style-type: none"> 各学科目を履修し、学科試験の成績の評価が合格または、実習成績の評語が「優」または「良」若しくは「可」の場合に各学科目所定の単位修得が認定される。 単位の認定は1年次に履修すべき学科目については学年末に、2年次に履修すべき学科目については1月および学年末に、3年次に履修すべきものについては年度の前期・後期に1回ずつ行う。 卒業の認定には、履修すべき学科目すべての単位（108単位）を取得すること。 学校長は、履修すべき学科目の単位を取得した者について、卒業を認定する。
学修支援等 (概要) <ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー配置。月2回のカウンセリング実施

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
35人 (100%)	2人 (5.7%)	32人 (91.4%)	1人 (2.9%)
(主な就職、業界等) 医療機関			
(就職指導内容) 全学生へインターンシップへの参加を指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 専門士（看護専門課程）／ 看護師国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
115人	1人	0.9%
(中途退学の主な理由) 進路の変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面談、保護者面談等を細やかにを行い、躓きや悩みに早い時点から対応する。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
第一 看護学科	(県内者) 120,000 円 (県外者) 180,000 円	120,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/fns-kansen/jikotennken.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
・県の主管課職員と、実習施設の看護職を含む自己評価委員会にて、本校の教育活動、学校運営状況についての自己評価結果を分析・評価し、来年度に向けた改善策の検討を行う。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
主管課担当職員	左記在任中	本校を所管する課の職員
実習施設の看護職	左記在任中	学生の実習施設の職員
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/fns-kansen/jikotennken.html		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/fns-kansen/index.html
--